

公立認定こども園、公立幼稚園、保育所 保育料等口座振替(自動払込)のご案内

☆対象となる費用

公立認定こども園	保育料、預かり保育料、延長保育料、超過保育料、主食費、副食費
公立幼稚園	預かり保育料
公立保育所	保育料、延長保育料、超過保育料、主食費、副食費
民間保育所	保育料

☆申込手続

口座振替依頼書による申し込み

利用施設(公立認定こども園、公立幼稚園、保育所)または市役所担当窓口(保育・幼稚園課、各支所保健福祉センター福祉課)に備えてある「口座振替依頼書(兼)自動払込利用申込書」に記入、押印(届出印)のうえ、利用施設または市役所担当窓口にご提出ください。

Web 口座振替受付サービスによる申し込み

インターネット上で、口座振替の申し込みができるサービスです。

詳細は、右の倉敷市保育・幼稚園課ホームページ(QRコード)をご確認ください。



※兄弟が在園中の場合は、手続きの必要はありません(同一口座からの引き落としになります)。

☆口座振替ができる金融機関

下記の銀行・金庫・組合・農業協同組合の本・支店

中国 トマト みずほ 三菱UFJ 山陰合同 広島 百十四 もみじ 西日本シティ 香川
伊予 鳥取 四国 愛媛 おかやま信用 水島信用 玉島信用 吉備信用 笠岡信用組合
朝銀西信用 横浜幸銀 中国労働 晴れの国岡山農協 ゆうちよ 三井住友 阿波

※Web 口座振替受付サービスでは、みずほ、三菱UFJ、三井住友、横浜幸銀、労働金庫、信用金庫
および農業協同組合の口座は申し込みできませんので、口座振替依頼書にてお申し込みください。

☆振替開始

提出月の翌月以降です。それまでは、配付する納付書でお納めください。

口座振替の登録手続き完了後、「口座振替取扱開始通知書」を開始月の中旬頃送付します。

開始月及び登録口座を必ず確認してください。

☆振替日

毎月末日(12月は25日)ですが、金融機関の休業日と重なる場合は、翌営業日になります。

☆振替済の通知

半期(4~9月分、10月~3月分)ごとに送付します。(申請により随時証明可能)

☆登録口座の変更・停止について

「口座振替依頼書(兼)自動払込利用申込書」を提出してください。

ゆうちょ銀行の口座を停止される場合は、銀行窓口で所定の様式によりお手続きください。

〒710-8565 倉敷市西中新田640
倉敷市子ども未来部 保育・幼稚園課
TEL(086)426-3311